

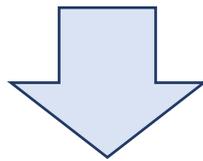
労災診療費算定基準の一部改定について ～入院時食事療養費（金額の引き上げ）～ (令和7年4月1日以降の診療に適用)

(下線が改定箇所)

「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」により健康保険において、令和7年4月1日から入院時食事療養費の金額が引き上げられたことを受け、労災診療費算定基準でも「入院時食事療養費については、平成18年3月6日付け厚生労働省告示第99号(最終改正:令和7年2月20日)(以下「99号告示」という。)の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第1食事療養」に定める金額の1.2倍により算定する(10円未満の端数は四捨五入)こととしています。」と、同様に金額が引き上げられました。

●令和6年6月1日～令和7年3月31日 診療分

食事療養費	① ②以外の食事	② 流動食のみ	③ 特別食加算	④ 食堂加算
入院時食事療養(I)	800円	730円	90円	60円
入院時食事療養(II)	640円	590円		



●令和7年4月1日 診療分から

食事療養費	① ②以外の食事	② 流動食のみ	③ 特別食加算	④ 食堂加算
入院時食事療養(I)	<u>830円</u>	<u>750円</u>	90円	60円
入院時食事療養(II)	<u>670円</u>	<u>610円</u>		